

令和3年第2回定例会会議録（第5号）

令和3年6月29日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
教 育 長	寺 岡 悌 二 君	上下水道企業管理者	岩 田 弘 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長兼 福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	内 田 剛 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長兼 自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	須 崎 良 一 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議 事 総 務 課 長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	原 口 聡 子
主 査	松 尾 麻 里	主 任	佐 藤 雅 俊
主 事	西 田 理 乃	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第5号）

令和3年6月29日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 56号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
- 第 3 議第 57号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求
めることについて
- 第 4 議第 58号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 報告第 2号 令和2年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出につ
いて
報告第 3号 令和2年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出につ
いて
報告第 4号 令和2年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出
について
報告第 5号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の
提出について
報告第 6号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営
状況説明書類の提出について
報告第 7号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b
i z L I N Kの経営状況説明書類の提出について
報告第 8号 市長専決処分について
- 第 6 別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出について
- 第 7 議員提出議案第3号 別府市議会会議規則の一部改正について
議員提出議案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める
意見書
議員提出議案第5号 持続化給付金、家賃支援給付金の再支給を求める意見
書
- 第 8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（総務企画消防委員会副委員長・梶田 貢君登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（梶田 貢君） 委員長に代わりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 6 月 17 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 41 号令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分外 6 件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

まず、議第 41 号令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

初めに、総務課及び財政課関係では、亀川駅南側市有地等の土地の売払い収入 5,188 万 5,000 円を追加計上することに伴い、当該収入を公共施設保全実行計画の財源として別府市公共施設再編整備基金に積み立てるとの説明がなされました。

委員からの、売却までの経緯と地元住民との協議に関する質疑に対し、当局から、亀川駅前広場整備のため取得した土地の残地であり、「亀川地区まちづくり推進協議会」において、出張所の移転候補地として検討された時期に地元住民との協議をしていたことから、今回の売却に当たっては、改めて協議の場を設けてはいないと答弁がなされました。さらに同委員から、別府市シルバー人材センターが J A べっぴ日出亀川駅前支店に移転するように、これからは公共施設マネジメントを推進することに伴い、民間施設の活用もあり得るのかと質疑がなされ、当局から、土地の処分等に関しては、今後の検討過程において民間施設の活用も議論しながら、決定していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、財政課関係では、旧山の手中学校及び旧朝日出出張所の跡地並びに公設地方卸売市場の今後の利活用方針策定に向け、委託料 1,689 万 4,000 円を計上し、地域住民への公聴会の開催や民間市場調査等、さらには 5 月に設置した「別府市跡地等利活用庁内検討会議」での議論を重ね、年度内に基本方針案を策定する旨の説明がなされました。

これに対し委員から、事業者の決定方法について質疑がなされ、当局から、3 か所を一括し、価格競争による入札を検討しているとの答弁がなされました。また、別の委員からの、利活用方針の方向性は事業者ではなく、行政主導で決定するののかとの質疑に対しては、当局から、方針については地域住民等と協議をしながら、行政が主体となって策定をし、事業者には市場調査や資料作成等の支援を願うものであると答弁がなされました。これを受け同委員から、地域住民のみならず、全市民が関心のある跡地であるため、多くの意見を聞きながら取り組むよう要望がなされた次第であります。

続きまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業を活用し、自治連携課及び防災危機管理課関係では、コミュニティー活動に必要な自治会公民館の備品や自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対する助成金を、また、消防本部関係では、少年消防クラブなどが火災予防の普及啓発等で使用する物品の購入費をそれぞれ計上しているとの説明がなされました。

委員から、自主防災組織に対する助成の決定基準について質疑がなされ、当局から、モデル地区として防災訓練を実施した組織に対して助成しており、昨年度は亀川地区に、今年度は境川地区に交付するものであると答弁がなされました。その他、別の委員から、自治会への助成に関し、事業の広報に努めるよう要望がなされた次第であります。

以上、予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、2件の条例議案についてであります。

初めに、議第43号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正については、番号利用法の一部改正により、情報提供ネットワークシステムを設置し、管理する者が改められたこと等に伴い条例を改正し、また、議第44号別府市税条例の一部改正については、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、個人住民税の算定における扶養親族の範囲が見直されたこと等により、条例を改正するものである旨の説明がなされた次第であります。

続きまして、4件のその他議案のうち、議第50号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについては、市有地の売却に伴い、採草権を有する湯山採草組合に対し補償金を交付し、当該市有地の旧慣を廃止しようとするものであると説明がなされました。

最後は、3件の市長専決処分についてであります。

まず、議第52号及び議第53号では、地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、環境負荷の少ない自家用電気自動車等に対する軽自動車税の種別割の軽減措置を令和4年度の取得まで延長することや、固定資産税の評価替えにより、令和5年度までの土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置などのため「別府市税条例」、「別府市都市計画税条例」等の一部改正を、また議第54号では、人事異動に伴い「固定資産評価員の選任」をそれぞれ市長において専決処分したことに伴い議会に報告し、その承認を求めるものである旨の説明がなされました。

以上2件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会委員長・三重忠昭君登壇)

- 観光建設水道委員会委員長(三重忠昭君) 去る6月17日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分、及び議第47号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての各議案に対し委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)関係部分についてであります。

観光課関係部分では、計上した予算は、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、理想の別府観光の在り方を検討するための事業であり、コロナ禍による旅行に対する価値観や観光需要の変化に対応した持続可能な観光、将来の反転攻勢のための基盤整備として、年齢や障がいの有無など状況にかかわらずできるだけ多くの人が利用可能な観光事業の設計である「ユニバーサルツーリズム」などの4項目を柱に据えた今後の理想の別府観光の在り方を、民間事業者の専門的知識やノウハウを活用し、作業部会であるワーキンググループなどを通して検討していくためのものであるとの説明が、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金が減少したことに伴い、市と指定管理者との間で締結した基本協定書に定めのあるリスク分担に基づく、減収負担金を予算計上するものであるとの詳細な説明がなされました。

委員から、理想の別府観光の在り方に対する事業の費用対効果の数値目標を設定しているかとの質疑に対し、当局から、5年単位では総合戦略にて重要業績評価指標の数値を設定しており、単年度の実績については、観光動態調査の数値を参考に数値目標の見直しを

行っていくとの答弁がなされました。

また、別の委員から、地獄蒸し工房鉄輪に対する1,300万円の減収負担金の必要性を考慮すると、契約の見直しを検討するべきではないのかとの質疑がなされ、当局から、市として統一した計算方法に基づき算出した適正な金額を減収負担しているが、過去の経緯や現在の経営状況などを考慮し、次回の指定管理候補者の選定手続において、見直すことを含めて検討するとの答弁がなされた次第であります。

次に、温泉課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の影響により市営温泉入浴者が減少したことに伴い、令和2年7月から令和3年3月までの期間を対象に、指定管理者に対する減収負担金を予算計上するものであるとの説明がなされました。

次に、産業政策課関係部分では、シルバー人材センターがJAべっぴん日出亀川駅前支店へ移転することに伴い、老朽化した既存の建物を解体するため、アスベスト調査委託料を予算計上するものであるとの説明が、また、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の減少に伴い、利用料金に減少が生じた竹細工伝統産業会館の指定管理者に対する減収負担金を予算計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、当該建物のアスベスト調査を行う具体的な理由について質疑がなされ、当局から、解体し、跡地については売却する方針であるとの答弁がなされました。

続きまして、都市整備課関係部分についてであります。

各事業の歳入歳出予算について、国からの交付金の額の決定に伴い、事業費を補正している旨の説明がなされました。

採決の結果、議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案についてであります。

議第47号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

その主な改正内容は、別府公園東側駐車場の1時間当たりの料金について普通自動車を110円から100円に、大型自動車を220円から200円に減額し、日中の上限額についても普通自動車を500円に、大型自動車を1,000円に改正するものです。

改正理由として、公園の長時間利用に配慮し、上限額を設けることにより、「一日中過ぎせる公園」としてのさらなる推進及び市民の福祉の増進を図ることを目的とした条例改正であるとの説明がなされました。

以上、条例議案の議第47号の採決についても、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会委員長・荒金卓雄君登壇）

- 厚生環境教育委員会委員長（荒金卓雄君） 去る6月17日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案、議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分外7件の各議案につきまして、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

まず、子育て支援課関係部分においては、多世代交流健康増進複合型施設「おひさまパーク」の供用開始に伴い、未使用となった旧中央保育所に「放課後児童クラブ南子育て仲良しクラブ」が移転するとともに、移転後の当該放課後児童クラブ跡地及びその隣接地

を売却するため、旧中央保育所の改修工事費及び当該放課後児童クラブの施設解体工事費等として1,292万円の補正額を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、独り親が看護師等の資格取得のために養成機関で修業する場合に、修業中の生活の負担軽減のために支給される高等職業訓練促進給付金の支給期間の拡充に伴い、自立支援給付費として240万円の補正額を計上しようとするものであります。なお、当事業費の4分の3を国庫補助金として受け入れるため、母子家庭等対策総合支援事業費補助金として180万円の補正額を計上しようとするものであるとの詳細な説明がなされました。

次に、保険年金課関係部分についてであります。

国民健康保険の事務の執行に要する経費に対する一般会計からの繰出金として、242万4,000円を計上しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、スポーツ推進課及び社会教育課関係部分についてであります。

指定管理者制度を導入している別府市総合体育館及び別府市コミュニティーセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したことに伴い、利用料金の減収等を負担するため、令和2年7月から令和3年3月までの9か月間における減収負担金を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

委員より、令和3年4月に改定された「別府市指定管理者制度運用ガイドライン」を踏まえ、「著しく多額の余剰金が発生したと考えられる場合」の取扱いを含め、次の指定管理者の更新の際に慎重な協議をしていただきたいとの意見がなされた次第であります。

また、旧浜脇中学校校舎の取壊しにより練習場の変更を余儀なくされた別府市ウエトリフティング協会に対して、新たな練習場を確保する必要があると判断したため、当協会が練習場を整備するための補助金を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、教育政策課関係部分についてであります。

令和2年度末に別府西中学校に統合し閉校となった「旧山の手中学校」跡地の利活用の検討に向けて、土地測量等委託料として124万5,000円の補正額を計上しようとするものであるとの説明が、また、平成27年度末に山の手幼稚園に統合して閉園となった「旧青山幼稚園」跡地の売却に向けて、土地測量等委託料及び園舎解体工事費等として2,057万1,000円の補正額を計上しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。また、歳入につきましては、「旧青山幼稚園」解体工事に伴う財源補正として、教育債の幼稚園施設除去事業債1,390万円を新たに起債計上しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第55号令和3年度別府市一般会計補正予算（第4号）ひと・くらし支援課関係部分についてであります。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、国が緊急事態宣言の延長等を踏まえた支援策として、既に特例貸付けが限度額に達している場合など、緊急小口資金等の特例貸付けを利用できない生活困窮世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することを決定し、当該支援策に係る経費として、9,750万円の補正額を計上しようとするものであるとの説明がなされました。

続きまして、第42号令和3年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)では、事務処理の標準化及び効率化を図るため、令和4年度中の稼働に向けて事務処理標準システムの導入に取り組んでいますが、システムの導入形態等を見直したことにより事業費に変更が生じたため、県支出金3,827万6,000円及び一般会計からの繰入金242万4,000円を財源として今年度の経費を増額するとともに、債務負担行為を減額するものであるとの詳細な説明がなされました。

以上3件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第45号別府市手数料条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行し、発行に係る手数料を徴収することができることとされたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされた次第であります。

委員より、法改正により変更となる点について質疑がなされ、当局より、従来は別府市が手数料として徴収し収納後、同機構に対して当該手数料を支出していたが、法改正により、同機構が手数料を徴収することができることとされたため、同機構と手数料の徴収事務に係る委託契約を締結した別府市が手数料を徴収した後、当該手数料を「歳入歳出外現金」の預り金として受入れた後、同機構に対して当該手数料を払い出すことになるとの答弁がなされました。

続きまして、議第46号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。児童福祉法の規定に基づき条例を定めるに当たり従うべき基準等を定める厚生労働省令の一部が改正され、書面の作成等について、書面に代えて電磁的記録により行えることが定められたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、その他の議案3件についてであります。

議第48号工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は、一般競争入札総合評価落札方式による契約であり、契約の金額は、36億4,100万円（消費税含む。）、契約の相手方は、和田・幸・大建・大有・日本調理機建設工事共同企業体であるとの説明がなされた次第であります。

総合評価落札方式は、価格及び価格以外の要素である技術提案書により総合的に評価し落札者を決定する方式であるが、その評価の妥当性を判断するに当たり、より詳細な提案書の内容を公開してほしいとの委員からの意見に対して、当局より、法令等に基づき設置した事業者選定委員会における客観的評価結果については原則公開しているが、提案書の内容は、当該事業者の技術ノウハウを含むものであり、公にすることにより、当該事業者の権利及び競争上の地位等を害するおそれがあり、議会の議決をいただき本契約を締結した場合は、技術提案内容の履行の確認等、監理・監督を確実に行之、情報の提供に努めてまいりたいとの答弁がなされました。

次に、議第49号市有地の貸付けについては、現在、駐車場として利用している市有地を、成年後見支援事業等の事務用地として社会福祉法人別府市社会福祉協議会に無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

最後に、議第51号市長専決処分については、新型コロナウイルスの感染症の長期化により生活が苦しい低所得の独り親世帯を対象に子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされた次第であります。

以上2件の条例議案及び3件のその他議案の採決におきましては、議第48号工事請負契約の締結については、一部の委員から反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、その他4議案につきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決、承認するものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(18番・平野文活君登壇)

○18番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第48号工事請負契約の締結についてに反対の討論を行います。

この議案は、新しい学校給食共同調理場の建設工事請負契約を、和田組・幸建設グループの共同企業体と、消費税込み36億4,100万円で締結しようとするものであります。

反対理由は2つです。1つは、そもそも小学校の自校方式は、昭和22年から74年間続いている別府の宝であり、これを共同調理場方式に替えることには同意できません。もう1つは、入札結果に同意できないからであります。

「学校給食施設のあり方検討委員会」の意見書は、共同調理場方式には5つのデメリットがあると指摘いたしましたが、その後で作成された「整備基本計画」でも何一つ解決されておられません。つまり、1、食中毒が発生した場合に市内各校に広がる、2、給食の配缶及び配送の時間が必要、3、献立に制限がある、4、アレルギー対応で調理場と保護者の連携が取りにくい、5、栄養教諭等の食育活動の時間が少なくなる。この5つのデメリットは、今後十数年にわたってそのままデメリットとして残されます。建設予定地が、ラクテンチ下の旧温泉プール跡地になったことにより、配缶及び配送の時間が必要というデメリットは、さらにひどくなりました。

第2の反対理由である入札結果への疑問、つまり、「なぜ入札額が3億8,000万円も高い業者を選定したの」という疑問は、大多数の市民が持つ疑問ではないでしょうか。

今年5月11日に行われた入札価格は、和田組・幸建設グループが税抜き33億1,000万円、菅組・安部勇建設グループが29億3,000万円で、3億8,000万円の差がありました。その後行われた価格以外の21項目の提案内容に対して、5人の選定委員がつけた加点を総合した結果、和田組・幸建設グループを落札者として選定したということであり、3億8,000万円の価格の差以上に落札者グループの提案内容がよかったということではありますが、それならどこがどうよかったのか、市民によく分かるように具体的に説明する責任が市にはあるのではないのでしょうか。

以上の理由により、議第48号工事請負契約の締結については反対であることを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

(4番・阿部真一君登壇)

○4番(阿部真一君) 議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)、議第42号令和3年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第55号令和3年度別府市一般会計補正予算(第4号)、並びに議第48号工事請負契約の締結についてを含む予算外議案12件に対し、自民党議員団を代表して賛成の立場から討論いたします。

別府市では、5月13日から6月13日までの期間、市独自の「一段強めの感染予防対策」として、市民、市内業者、観光客の皆さんの御理解・御協力をいただきながら、行事イベント等の開催中止や延期、公共施設の利用制限による感染予防対策を実施してきました。その結果として、6月14日以降は、市内では感染者が確認されない日が続くなど、感染者数は著しく減少しています。

さらに、ワクチン接種については、75歳以上の接種が順調に進み、6月21日からは65歳以上の予約受付も始まり、7月2日には65歳未満の方への接種券発送が予定されるな

ど、全市民への接種を加速させる準備が進みつつあります。

5月28日に開催された令和3年第1回臨時議会で予算が成立した「令和3年度別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾」において、「市民の健康と生活を守る取組」として、6月23日には、旧山の手中学校跡地に抗原検査センターを併設した別府市PCR検査センターが開設され、感染者の早期発見による感染拡大防止と市民の安心を確保するため、検査を身近に受けられる環境が整いました。また、「事業と雇用を守る取組」として、中小企業者等家賃応援金や宿泊事業者等への水道料金減免を実施し、収益が見込める夏まで、正念場の3か月間を支援する事業者への取組が開始されているところであります。

一方で、人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化により、公共施設の適正化が求められる中、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建て替えの必要性に迫られ、行財政への影響が懸念されております。公共施設のマネジメントは、先送りできない喫緊の課題であります。

こうした中、編成された議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算（第3号）では、まずは基金積立てに関して、2件の土地売却収入を公共施設保全実行計画に基づく公共施設改修の財源として、別府市公共施設再編整備基金に積み立てることは、公共施設の長寿命化を図るために重要なことと考えています。

次に、観光客誘致受入に要する経費において、コロナ収束後を見据え、別府観光の理想の在り方を「ユニバーサルツーリズム」「観光DX」「免疫力日本一宣言の実現」「食×観光」の4つの柱から検討するための観光客誘客事業を進め、また、公共施設マネジメントに要する経費では、公共施設マネジメント基本方針に沿って、旧山の手中学校跡地等の財産の利活用を推進するための基本方針を策定する事業の取組、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理者制度導入施設の利用料金が減少したこと等に対応するために減収負担金を支出する事業のほか、別府市公共施設マネジメント計画を推進するための予算を中心に編成されています。コロナ禍、コロナ後に的確に対応するとともに、効率的・効果的な公共施設マネジメントを可能とする組織体制が整備されたことにより、迅速な課題解決に向けた取組が期待されています。

また、議第55号令和3年度別府市一般会計補正予算（第4号）では、新型コロナの長期化に伴い、生活困窮世帯を支援するため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する予算を編成しています。

これらの補正予算は、現時点で編成することで夏までの正念場を乗り越え、その後の本市経済の反転攻勢をかける上で効果的な予算編成であり、各事業の実施でコロナ収束後の市民生活や経済好転に大きく影響してくるものと思われまます。

市民へのワクチン接種の加速と感染者の早期発見による感染拡大防止の両面での徹底した感染症対策を実施する中で、今後も継続してコロナ収束後を視野に入れ、必要に応じて的確な予算編成を行い、効果的な事業を迅速に実施する中で、事業と雇用、そして市民の健康と生活を守り抜いていくことが本市にとって必要なことと思われまます。

これからも市民に寄り添い、市民に安心感と幸せが実感できるまちの実現に向けて、先見の明と課題を先送りしない市政運営への取組が進められるよう強く要望いたします。

議第48号は、別府市新学校給食共同調理場整備事業に係る工事につき、設計施工一括の工事請負契約を締結しようとするにつき議会の議決を求めるものであります。

この新学校給食共同調理場整備事業は、40年、50年に1度の特殊な公共建築物建設事業であり、企画等の提案を求めて総合的に評価を行う「総合評価一般競争入札方式」を採用しております。

学校給食衛生管理基準で示されたHACCP対応、汚染・非汚染作業区域の明確な区分、

ドライシステムの導入など高度な衛生管理基準に対応するため、また、日本一おいしい給食を目指し、2時間喫食を堅持した上で3献立、手作り給食の実施、地場産物の積極的な活用と食育の充実など、市が求める要求水準を満たした上で、技術的知識と技能に基づく民間の創意工夫を生かした提案が必要であることから、「総合評価一般競争入札方式」採用が妥当であると考えています。

そのため技術提案に重きを置き、適正な価格競争による工物品質の堅持が必要不可欠で、適切な配点割合を検証し、優れた技術提案に低価格が大きな影響を与えないよう、加点審査点と価格審査点の比率を70対30にしたところも納得できる点であります。

加えて厨房設備や機器、作業動線などを考案し、設計・建設と一体的に協力して進める必要があるため、「設計」「建設」「工事監査」「厨房設備」のそれぞれの分野で十分な経験と実績を持つ業者の特定建設工事共同企業体を結成することを入札参加資格審査委員会で決定し、入札参加資格要件としております。

また、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2及び同法施行規則第12条の4の規定に基づく3名の学識経験者を含む5名で構成する別府市新学校給食共同調理場整備事業事業者選定委員会を設置し、昨年12月から今年5月まで4回の委員会を開催し、審査基準等を十分に精査した上で厳正な審査が行われております。

審査の手順においても、まず先に技術面に関する審査を行い、加点審査点を確定した上で参加事業者を入場させ、入札参加者等全員の前で加点審査点の公表と入札書の開封・公表を行うなど、入札額を把握してから審査する余地が全くないように、公平性を期する方法で審査しております。各審査点の算出方法については、事前にホームページ上で公表されております。また、選定経緯及び客観的評価結果についても、市のホームページで公表していることなど、透明性及び公平性を確保した上で適正に事務執行がされておりますが、今後も引き続き、「総合評価一般競争入札方式」においては、各案件によりその業者決定において、国土交通省のガイドラインに基づき適切な取り扱いをされることを望みます。

学校給食共同調理場は、園児・児童・生徒の心身の健やかな成長に寄与するため、子どもたちが毎日食べる大切な給食を提供する施設であります。別府市新学校給食共同調理場整備事業の目的を達成するための工事請負契約内容となっていることを強調して、以上全15議案に対する賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

(23番・泉 武弘君登壇)

- 23番(泉 武弘君) 私は、議第48号別府市新学校給食共同調理場整備事業工事請負契約に反対の討論をします。

この議案は、給食共同調理場整備事業を契約金額36億4,100万円で株式会社和田組・株式会社幸建設グループの工事共同企業体と契約を締結するものです。

新共同調理場整備事業は、老朽化した調理場を新設して1日当たり最大8,500食の調理ができる施設を造る事業です。この調理場整備事業の参加業者の選定は、一般競争入札総合評価方式となっております。総合評価の内容は、工事価格の競争に30点、衛生管理や維持管理のコストなど21の提案競争に70点の配点になっております。この新共同調理場事業には3つのグループが参加して行われました。

この工事入札の結果を見ると、最も高い金額で入札したグループは、光綜合工業株式会社・平野工務店株式会社・後藤工務店株式会社のグループで33億4,000万円でございます。次の入札額は、和田組株式会社・株式会社幸建設グループで33億1,000万円となっております。最高額で入札をした光綜合グループと和田組グループの入札差額は、わずか3,000万円でございます。最も安い入札価格は、株式会社菅組・安部勇建設株式会社グループで

29億3,000万円で、和田組グループとの入札差額は、何と3億8,000万円となっています。

ところが、工事価格を3億8,000万円安く入札した株式会社菅組・安部勇建設株式会社のグループを、和田組・幸建設グループが21の提案で逆転し、工事価格で3億8,000万円高い和田組・幸建設グループが、最終的に工事契約予定者に選定をされました。

次に、21の提案内容を見ますと、この21項目の配点は70点となっています。建築計画に関する提案が25点、衛生管理、調理の機能性に関する提案が15点、ランニングコスト低減に関する提案が12点、施工及び施工計画に対する提案が7点、開業準備支援業務に関する提案が3点、事業実施計画に関する提案が8点となり、以上が項目別配点ですが、私が特に注目したのは、21項目の提案が事業実施に本当に必要なのかということなのです。例えば次の提案を見てみると、衛生管理基準に適合した計画となっているか、耐震性に配慮した建築材料及び建築設備となっているか、耐久性・保全性に優れた建築材料が使われているか、工事期間中周辺の配慮など、加点対象項目から数点だけ取り上げましたが、これらは事業提案者として当たり前のことで、提案は加点の対象にする必要があるのか大いに疑問を持たざるを得ません。

ここでの問題は、市が直接運営する調理場なのに、21の提案項目の内容を見ると、工事に関する問題と調理場運営問題とが混在して評価対象となっていることです。私には、21の提案自体が共同調理場の工事を何とかしたいという意図を持って設定しているようにしか見えません。その理由は、議会審議に絶対必要な各グループの提案書の公開をかたくなに拒んでいることから見てとれます。

新共同調理場工事請負契約の問題点は、3億8,000万円安く入札した菅組・安部勇建設グループを和田組・幸建設グループが、なぜ21の提案で逆転できたのか、客観的な資料に基づき解明することが議会の責任だと私は信じています。

私は、本会議の始まる前に、3グループの提案書の公開、そして、この議会でも3グループの提案書とプレゼンテーション録音の公開を求めましたが、いずれも拒否されました。提案書の公開拒否で一番大きな問題は、公開しない判断は、市独自の判断ということです。市は、公開できない理由を次のように説明しました。事業者の営業上の秘密、独自のノウハウ、法人などの事業活動情報の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるから公開しないとしますが、その判断に果たして正当性があると皆さんはお考えでしょうか。私には、市の判断で公開しないと決定した理由は、全く説得力が見当たりません。ここでの問題は、提案書を公開しない決定は、行政の判断で、事業参加者の要望ではないということ、議員の皆さんにもよく理解しておいてほしいと思います。

市が実施した工事の説明、工事の入札、提案書、仕様書、どれを見ても提案書の公開を阻む理由が存在していません。ところが、市は独自で公開しないと決定をしたのですが、私から見れば、この判断は異常と思います。

議員や議会は、各グループが提案した21の提案資料も見ないまま、工事契約に賛成すれば、なぜ3億8,000万円も高く入札した業者と工事契約を交わしたのか、市民の疑問がさらに増幅することは避けて通れません。議会が、3グループの提案書を精査して和田組・幸建設グループの提案が他のグループより優れていることが明確になれば、何ら問題はありませぬ。参加した3つのグループは、時間、グループ内の調整、提案書の作成などに多額の経費や時間をかけています。それゆえ各グループとも提案書やプレゼンテーションに自信を持っており、各グループとも提案書とプレゼンテーションの録音公開に異存はないと私は信じています。

私は、これまで共同調理場の必要性を誰よりも強く求めてきました。その私が反対する最大の理由は、3グループが提案した21項目の提案書の内容を精査して判断できないことです。調理場参加事業者からも公開を求める声が上がっています。その声の背景には、

なぜ自社の提案が他社に比べ低い点数になったのか他社と比較したい。そのためには、提案を公開してほしいという願いがあるからです。参加事業者にとっても、市がプレゼンテーションの録音と提案内容を公表することで、他社の提案と比較ができるのです。総合評価方式の長所は、多様な提案が得られることである反面、恣意による業者選定につながる可能性があるという指摘をされています。

議員の皆さんも、事業者の選定に係る客観的評価結果の公表資料に基づき調査をしていると思いますか。しかし、私の調査では、加点審査結果一覧で信じられないことが分かりました。

加点審査の得点化方式は、次のようになっています。「特に優れている」「特に優れていると優れているとの中間」「優れている」「優れていると要求水準レベルの中間」「要求水準レベル」とに分けています。この得点化に沿って21項目の加点を見ると、光・平野・後藤グループは、21提案でたった1提案だけしか加点をされていません。菅・安部勇グループは、21提案でたった2提案、ところが、和田・幸グループは、21提案中21項目で他の業者より多く加点をされています。3グループがこの工事に注力し、多額の経費と時間をかけて作成した提案書でこのような差が開くことがあるのでしょうか。私には信じる事ができません。

私は、市の資料から21項目の点数確認をすることができました。皆さんは、提案審査で21提案中、20が加点となった提案書の調査をしないまま、本当に議決ができるのですか。

さらに、もう一つ不可解なことは、選定会議に加え事業者選定支援アドバイザーとしてパシフィックコンサルタンツ株式会社が加わっていることです。選定会議委員がいるのに、なぜ業者選定支援アドバイザーが必要なのでしょう。これに対して市は、手続関係の支援をしてもらったと答弁がありましたが、理解できません。

私たち議員は、各社の工事入札金額と各グループから提出された21の提案書を精査して、客観的な判断で契約書の是非を判断することを市民から求められています。

それにしても、36億4,100万円の工事請負契約議案に対して、わずか数名の議員しか質問しない議会を不思議と感じるのは、私だけでしょうか。私は、市民から負託を受けた議員として、自分の納得できない議案に手を貸すことは絶対にしません。それは、当局の不誠実で不可解な対応により生じているということも申し添えて、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（松川章三君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第48号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第41号令和3年度別府市一般会計補正予算（第3号）から議第47号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、議第49号市有地の貸付けについて、及び議第50号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて、並びに議第55号令和3年度別府市一般会計補正予算（第4号）の以上10件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上10件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上 10 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 51 号市長専決処分についてから議第 54 号市長専決処分についてまで、以上 4 件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上 4 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上 4 件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、議第 56 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 56 号は、本市教育委員会委員に、新谷なをみ氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 56 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 57 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 57 号は、本市職員懲戒審査委員会委員に、安部政信氏を選任いたしたいので、地方自治法施行規程第 16 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 57 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、原案に対し……、起立全員であります。よって、本件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、議第 58 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

- 市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 58 号は、現在のこのコロナ禍を乗り越えるため、また、アフターコロナを見据え本市経済の活性化に迅速に取り組み、地方創生を強力に推進するとともに、諸課題の解決に向けての体制を構築するため、再び副市長を 2 人置くこととし、松崎智一氏を専任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願います。

- 議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 58 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松川章三君） 起立多数であります。よって、本件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま副市長に選任の同意を与えました松崎智一氏から、挨拶をしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

〔新副市長挨拶〕

（新副市長・松崎智一君登壇）

- 新副市長（松崎智一君） ただいま、副市長の就任につきまして御同意を賜りました松崎と申します。

深く感謝を申し上げますとともに、微力ながら全身全霊をかけて職責を全うしたいと思う次第です。

目下のコロナ禍の状況においては、一刻も早いコロナの収束と経済の回復、この双方の取組が求められているところです。まだまだ困難な局面はあるかと思いますが、議員の皆様からの御指導・御鞭撻を賜り、長野市長のリーダーシップの下、職員一同協力いたしま

して、知恵を出し合い取り組んでいきたいと思ひます。この状況を乗り越え、再び活気あふれる別府のまちにしていきたい、そのように感じております。

どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、ありがとうございました。(拍手)

○議長(松川章三君) 先ほど、議第56号の採決におきまして、「起立多数」と申し上げましたが、「起立全員」でありました。ここで訂正いたします。

次に、日程第5により、報告第2号令和2年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第8号市長専決処分についてまで、以上7件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿南寿和君登壇)

○副市長(阿南寿和君) 御報告いたします。

報告第2号は、令和2年度別府市一般会計補正予算(第6号)、(第9号)、(第12号)及び(第13号)において、繰越明許費として議決いただきました消費活性化事業外26事業について繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号は、令和2年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の、報告第4号は、令和2年度別府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の提出です。

これらの報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、施設拡張改良事業等について予算を令和3年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第5号、報告第6号及び報告第7号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本市が出資しています法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第5号は、一般財団法人別府市総合振興センターの令和2年度事業収支報告書及び令和3年度事業収支計画書の提出です。

令和2年度は、独自事業や指定管理者事業等計8事業を実施いたしました。事業全体では新型コロナウイルスの影響により前年度比約5.3%の減収となりましたが、別府市からの減収補填や施設利用料等の改定による減収幅の縮小や経費節減の取組により、当期純利益は前年度比約51.6%増となりました。

令和3年度は、独自事業、指定管理者事業等で計8事業を実施する計画となっています。

報告第6号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書の提出です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により苦しい状況が続いている中、生活安定、健康の維持増進、自己啓発及び余暇活動に係る事業等を実施いたしました。また、3月末の会員数は、前年度より3名増加の3,759名となりました。

令和3年度は、勤労者等の福祉の向上を図り、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべき運営に取り組む基本方針の下、新しい生活様式を継続し、既存の共済給付事業や助成事業並びに余暇活動事業など、一層のサービスの向上に努める計画となっています。

報告第7号は、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBizLINKの令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書の提出です。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、別府市からの負担金、委託料が大幅に削減され、事業の見直しを余儀なくされました。自主事業の開拓により財源確保にも努めたものの、当期純利益は1,530万3,000円で、前年に対し1,288万4,000円の減益となりました。

令和3年度は、コロナ禍における市場変化を敏感に捉えながら、臨機応変な戦略・戦術を持って別府市の産業振興に寄与するとともに、堅実な経営の実践を考えています。

報告第8号は、公用車による事故3件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自

治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものです

以上 7 件について御報告を申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 6 により、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員の選出を行います。

本件に関しましては、本市議会が選出いたしました組合議会の議員であります 13 名のうち 12 名の方々から、6 月 28 日付で組合議会議員を辞任する旨の届出がなされており、これに伴い組合議会より本市議会議長に対し、別杵速見地域広域市町村圏事務組合理約第 7 条第 2 項の規定により、補充議員を選出することの要請がなされております。

お諮りいたします。選出の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき指名推選によることにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、選出の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に、

- 1 番 榊田 貢 君
- 3 番 美馬恭子 君
- 4 番 阿部真一 君
- 6 番 安部一郎 君
- 8 番 森 大輔 君
- 9 番 三重忠昭 君
- 10 番 森山義治 君
- 13 番 荒金卓雄 君
- 16 番 市原隆生 君
- 17 番 黒木愛一郎 君
- 19 番 松川峰生 君
- 22 番 山本一成 君

以上 12 名の方々を御指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において御指名いたしました 12 名の方々を、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました 12 名の方々が、別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会議員に選出されました。

次に、日程第 7 により、議員提出議案第 3 号別府市議会会議規則の一部改正についてから、議員提出議案第 5 号持続化給付金、家賃支援給付金の再支給を求める意見書まで、以

上3件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・安部一郎君登壇)

- 6番(安部一郎君) ただいま上程されました議員提出議案第3号別府市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、女性をはじめとする多様な人材の市議会の参画を促進する環境整備を図るため、本会議等への欠席事由として、育児、看護、介護等を新たに規定すること、産前産後期間に配慮した規定を整備すること、また、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うこと等に伴い、規則を改正しようとするものであります。

何とぞ、各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

- 議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・三重忠昭君登壇)

- 9番(三重忠昭君) 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じきめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されています。しかし、その一方で不登校、いじめなど子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。その

ことも踏まえて、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と、制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 29 日 大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 4 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 5 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(18 番・平野文活君登壇)

○18 番(平野文活君) 議員提出議案第 5 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

持続化給付金、家賃支援給付金の再支給を求める意見書

新型コロナ感染の広がりにより、中小零細企業の営業と暮らしは極めて大変な状況が続いています。

東京商工リサーチによると、2020 年の全国の休廃業・解散数は 4 万 9,688 件(前年比 14.6%増)で、2000 年の調査開始以来過去最多となり、また、同年の企業倒産は 7,773 件で、計 5 万 7,461 件の企業が倒産、休廃業、解散に追い込まれています。

さらに、全国のハローワークからの報告を基にした厚労省の最新の発表によると、解雇などの雇用調整の可能性のある事業所数は、12 万 9,639 事業所に上っています。

感染拡大による経済の冷え込みは、既に 1 年以上続いております。ワクチンの接種も始まっていますが、相次ぐ変異株の広がりによる感染の再拡大も懸念されており、多くの中小企業が「もうこれ以上持たない」との声を上げております。

こうした中で、全国知事会も「持続化給付金、家賃支援給付金の再度の支給」など「幅広い事業者の支援を行う強力な政策パッケージとして大胆な経済対策の実施」を求めています。観光が主要な産業である本市では、外国人観光客の入国禁止措置や人流抑制による打撃を直接受けており、一刻も早い支援策を切実に求めています。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 持続化給付金、家賃支援給付金を再度支給すること。

2 その際、支給要件の緩和や企業規模に応じた支給額の引き上げを行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日 大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松川章三君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、日程第8により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。去る5月26日、書面会議において開催されました全国市議会議長会第97回定期総会において、故河野数則議員が永年勤続35年の特別表彰を受け、また、山本一成議員が永年勤続30年の特別表彰を、また、森山義治議員、三重忠昭議員、森大輔議員の3名の方々が永年勤続10年表彰を受賞され、全国市議会議長会会長より表彰状及び市からの記念品の授与がございましたので、皆様に御報告させていただきます。

お諮りいたします。以上で、令和3年第2回別府市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で、令和3年第2回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会